

北海道立女性プラザ条例

平成3年7月29日

北海道条例第16号

(設置)

第1条 北海道における女性の自立と社会参加を促進するとともに男女平等参画を推進するため、北海道立女性プラザ（以下「女性プラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 女性プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道立女性プラザ	札幌市

(事業)

第3条 女性プラザは、次の事業を行う。

- (1) 女性に関する諸問題及び男女平等参画についての情報を収集し、及び提供し、並びに調査研究を行うこと。
- (2) 女性に関する諸問題及び男女平等参画についての研修会、講演会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (3) 女性が行う自主的な交流活動、文化活動及び健康づくり活動を援助すること。
- (4) 女性に関する諸問題についての相談に応ずること。
- (5) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 女性プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

(開館時間)

第6条 女性プラザの開館時間は、午前9時から午後9時（土曜日にあつては、午後5時）までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 女性プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、女性プラザの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
(指定管理者の指示等)

第8条 指定管理者は、女性プラザの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、施設等を使用する者に対しその使用に関し指示をし、又は使用中の場所に従業員を立ち入らせ、使用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第9条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、女性プラザの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が女性プラザの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とする。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている北海道立女性プラザの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成9年4月3日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている北海道立女性プラザの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている北海道立女性プラザの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立女性プラザの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。